

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その50)

「行政機関は敷地内禁煙」の動き急

秋田県庁は敷地内、新潟県庁は建物内で

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所 大和 浩
健康開発科学研究室 教授

①秋田県庁は前倒しで10月1日から

2018年7月に改正された健康増進法では、「多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等」として、「第一種施設(学校・病院・児童福祉施設等、

行政機関、旅客運送事業自動車・航空機)」では「敷地内禁煙」としてしています(図1)。その施行は「2019年夏頃」とされておりますが、秋田県庁のように前倒しで実施する自治体が現れ始めました。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等		経過措置	
<p>(1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。</p> <p>(2) 都道府県知事(保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。</p> <p>【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】</p>			
<p>A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機</p>	<p>禁煙 (敷地内禁煙(※1))</p>	<p>当分の間の措置</p>	
<p>B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道</p>	<p>原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)</p>	<p>【加熱式たばこ(※2)】</p> <p>原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内でのみ喫煙可)</p>	<p>別に法律で定める日までの間の措置</p> <p>既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下(※3)) かつ客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可</p>
<p>飲食店</p>			
<p>※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。</p> <p>※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。</p> <p>※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。</p> <p>注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。</p> <p>注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売(出張販売によるものを含む。)をしていることなどの一定の条件を満たしたパーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。</p> <p>(3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。</p> <p>(4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。</p> <p>(5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。</p>			
<p>3. 施設等の管理権原者等の責務等</p> <p>(1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはならないものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているときは、勧告、命令等を行うことができる。</p>			
<p>4. その他</p> <p>(1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。</p> <p>(2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>			

図1. 改正健康増進法の概要

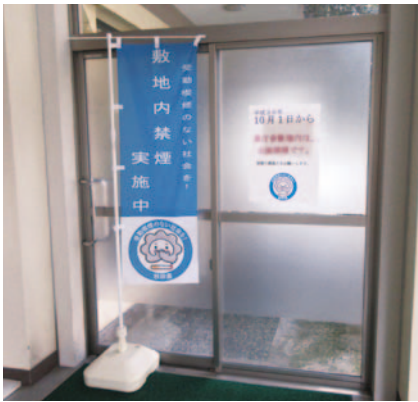


図3. 封鎖された屋外喫煙コーナーへの出入口

秋田県庁では、2018年10月1日から出先機関も含めて敷地内禁煙が実施されました(図2)。喫煙のために敷地外まで往復するわけにいきませんから勤務時間中の喫煙も禁止されました。感心したのは「出張先でも同様」という徹底ぶりです。

秋田県庁では2010年から屋内の喫煙室が廃止されて建物内禁煙とし、喫煙所が2カ所残っていました。今回、来客用の喫煙所と職員用の屋外喫煙コーナーが撤去されて敷地内禁煙になったわけです。図3は職員用の屋外喫煙コーナーへの出入口が封鎖され、厚生労働省の受動喫煙防止対策のシンボルマーク「けむいモン」の幟が立てられた様子です。

秋田県庁が敷地内禁煙化されたロードマップが図4です。これから敷地内禁煙化を考えている自治体・企業の参考になると思います。

②新潟県庁は2019年度の早い時期に

47都道府県で最大の喫煙室があった新潟県庁もついに建物内禁煙が決定されました(図5)。改正健康増進法では、行政機関に「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置す

朝日新聞デジタル > 記事 政治 地方政治 医療・健康・福祉 (アピタル) 秋田 有料会員限定記事

秋田) 県が敷地内禁煙実施 出先機関も駐車場内も禁煙

村山恵二 2018年10月2日03時00分



来客用喫煙所の灰皿を撤去する県職員=2018年10月1日午前8時29分、秋田市山王4丁目秋田県庁本庁舎



県人事課によると、敷地内禁煙の対象には、地域振興局や試験研究機関、県東京事務所なども含まれる。職員は敷地外でも、休み時間を除く勤務時間中は喫煙を禁じられる。公用車内や出張先でも同様だ。

一方、宿泊する人がいたり、外部の人も利用したりする自治研修所、消防学校、女性相談所、林業研究研修センター、産業技術センターは対象外だが、職員は勤務時間中は喫煙できない。また、県立図書館や県立美術館は未成年者の利用も多いが、敷地内禁煙にはなっていない。

県人事課によると、昨年10月に職員を対象に実施したアンケートでは、回答者の約80%が受動喫煙に関するストレスを感じていたという。「対象施設については今後も検討していきたい」としている。(村山恵二)

秋田県庁舎の敷地内禁煙について

1 実施内容

(1) 敷地内禁煙

来庁者及び職員用の喫煙所を閉鎖し、敷地内は全面禁煙
対象施設：本庁舎、第二庁舎、議会棟、秋田地方総合庁舎、各地域振興局庁舎、知事部局に属する単独公所の庁舎
※ 研修や宿泊等の用に供する5つの施設(自治研修所、消防学校、女性相談所、林業研究研修センター、産業技術センター)は、敷地内禁煙の対象外とするが、当該施設の職員であっても、職員の勤務時間禁煙の対象となる。

(2) 勤務時間内禁煙

職員は、休憩時間を除き、勤務時間内は敷地外であっても禁煙

来庁者	・終日敷地内は禁煙		
	区分	敷地内	敷地外
職員	勤務時間内	×	×
	休憩時間	×	○
	勤務時間外	×	○

2 敷地内禁煙実施までの取組

- 平成29年10月 喫煙に関するアンケート調査の実施
- 平成30年3月 職員安全衛生委員会による敷地内禁煙の審議及び「秋田県庁舎敷地内禁煙実施計画」の策定
所属への通知、職員、来庁者への周知
- 4月 禁煙タイムの拡大(午前、午後、2時間ずつに拡大)
県広報紙「あきたびじょん」5・6月号掲載による広報
- 5月～敷地内禁煙の試行
○10月1日までの次の日程で実施
5月31日(世界禁煙デー)、6月28日、7月26日
8月9日、30日、9月13日、27日
- 8月 禁煙トライセミナーの開催(県南)
- 9月 禁煙トライセミナーの開催(中央、県北)
※禁煙トライセミナーは医師による講話を行い、教育庁、県警と合同で開催

図2. 秋田県庁の敷地内禁煙を報じる朝日新聞デジタル。写真は秋田県庁から撤去される喫煙場所

図4. 秋田県庁の敷地内禁煙の概要



図5.新潟県の建物内禁煙を報じる日本経済新聞のニュース

ることができる」とされています。「県庁敷地内に喫煙所を設置する方針」とのことですが、北海道庁のようにコンテナのような喫煙室を設置したり（図6）、横浜市桜木町の駅前のように四方から壁で囲い込む対策（図7）をおこなった場合、多額の税金が使われます。「税金は県庁職員の喫煙のためではなく、県民の福祉のために」「勤務時間中は屋外の喫煙場所に行かず、席に着いて公僕としての職務を果たすべし」という県民運動を盛り上げて、秋田県のように敷地内禁煙・勤務中禁煙への方針転換を検討して欲しいものです。

今回の2つの自治体の禁煙化で共通しているのは「県警を含む」という点です。改正健康増進法には「県警を除く」とは書かれていません。遅れがちであった警察の禁煙化も進んでいくことでしょう。



図6.北海道庁のコンテナ型喫煙室



図7.横浜市桜木町駅前広場の喫煙コーナー